



うるま市告示第208号

うるま市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和7年10月28日

うるま市長 中村 正人



うるま市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、行政サービスの向上及び公正かつ適正な職務執行を確保し、犯罪の防止及び職員への不正な圧力の排除を目的として設置する通話録音装置及び通話記録の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機の通話中に自動で通話内容を録音し、記録する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により記録され、通話録音装置内に保存された電子的記録をいう。
- (3) 庁舎内 うるま市役所本庁舎西棟及び東棟をいう。

(通話録音装置の設置)

第3条 市長は、庁舎内に、各課等の現状、意向その他の事項を把握し、通話録音装置を設置する。

(管理責任者等の設置)

第4条 通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとし、管理責任者には各課等における所属長をもって充てる。

2 管理責任者は、通話録音装置の運用に当たり、必要に応じて通話録音装置取扱者(以下「取扱者」という。)を置くことができる。

(職員の責務)

第5条 取扱者は、この告示の規定を遵守し、通話録音装置の適正な運用に努めなければならない。

- 2 職員は、通話録音装置により知り得た情報を第三者に知らせ、又は職務以外の目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 着信時に通話録音装置を使用して通話の音声を録音するときは、通話の相手方に対し録音することを告知するものとする。

(設置の公表)

第6条 市長は、通話録音装置を設置したときは、その旨を市のホームページ等への掲載により公表するものとする。

(個人情報保護)

第7条 管理責任者及び取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）及びうるま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年うるま市条例第1号）を遵守し通話録音装置の設置及び管理に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者及び取扱者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。

(通話記録の保存及び廃棄)

第8条 通話記録の保存期間は、通話録音された日から原則14日間とし、当該保存期間を経過した通話記録は、新たな通話記録を上書きする方法により自動的に消去するものとする。ただし、第1条の目的の範囲内で管理責任者が必要と認める場合は、通話記録の保存期間を延長することができる。

2 通話記録は、記録したときの状態で保存し、編集、加工及び複製をしてはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関からの要請があった場合その他通話録音装置の設置目的を達成するため、複製が必要と管理責任者が認める場合は、通話記録を複製することができる。

3 管理責任者は、前項ただし書きの規定により通話記録を複製した場合は、複製した通話記録にパスワードを付し、複製した通話記録を適切に管理しなければならない。

4 管理責任者は、保存期間を延長した通話記録について、その目的が達成された等保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。この場合において、管理責任者は、通話記録が復元不可能な方法で破棄するものとする。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年11月1日から施行する。